

和歌山県立医科大学次世代医療研究センター設置規程

制 定 令和3年3月29日和医大規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第24条の3の規定に基づき和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）に設置する次世代医療研究センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学薬学部開設を契機として紀三井寺キャンパス内に建設されたセンター所管の研究施設において実施される共同研究等を有機的に統括するとともに、学内の共同研究、本学と企業等との共同研究等を効果的に推進し、もって次世代に繋がる教育研究の更なる発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターを拠点とした本学における医学、保健看護学及び薬学の相互連携に関すること。
- (2) センターを拠点とした産官学連携に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長及び副センター長は、本学の教授のうちから学長が選任する。
- 3 センター長及び副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。
- 4 副センター長は、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

(センター内組織)

第5条 センターに、バイオメディカルサイエンスセンター（以下「バイオセンター」という。）を置く。

- 2 バイオセンターの組織及び運営について必要な事項は、別に定める。
- 3 第2条の目的を達成するため必要があるときは、バイオセンターに加えて、センター内組織を置くことができる。

(管理運営委員会)

第6条 センターの運営に関する基本的な事項を審議するため、次世代医療研究センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

- 2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、当分の間、関連部署の協力を得て、薬学部事務室において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が管理運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。